

津市公報	第 173 号 平成25年3月5日
目次	
津市条例	
津市監査委員条例の一部を改正する条例	
津市証人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例	
津市議会委員会条例の一部を改正する条例	
津市議会議務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例	
津市規則	
津市議会議務調査費の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則	
津市告示	
放置自転車等の撤去及び保管	
公示送達	
公示送達	
公示送達	
津市議会定例会の招集	
公示送達	
津市公告	
犬の抑留	
都市公園の区域の変更及び供用開始	
都市公園の設置及び供用開始	
犬の抑留	
流域関連津市公共下水道（雲出川左岸処理区）事業計画変更に伴う事業計画変更協議書（案）の事前縦覧	
市有地（津市モーターボート競走場西駐車場）賃貸借に係る一般競争入札の執行	
津市水道局告示	
津市水道局指定給水装置工事事業者の指定	
津市水道局公告	
建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札の執行に係る共通事項	
建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札の執行	
津市議会規則	
津市議会会議規則の一部を改正する規則	
津市教育委員会規則	
津市郷土資料館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	
津市選挙管理委員会告示	
選挙人名簿に登録された者の氏名等を記載した書面の縦覧場所	
在外選挙人名簿に登録された者の氏名等を記載した書面の縦覧場所	
選挙人名簿からの抹消者	
津市河内財産区議会議員選挙における候補者届等の書類の提出場所	
津市河内財産区議会議員選挙における不在者投票用紙等の交付場所	

津市河内財産区議会議員選挙における選挙長の行う告示の方法
津市河内財産区議会議員選挙における投票記載所の氏名等の掲示順序のくじを行う場所及び日時
津市河内財産区議会議員選挙における選挙人名簿の登録
津市河内財産区議会議員選挙における選挙人名簿に登録された者の氏名等を記載した書面の縦覧場所
※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市監査委員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 2 月 27 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 1 号

津市監査委員条例の一部を改正する条例

津市監査委員条例（平成 18 年津市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「2 人」を「1 人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市証人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 2 月 28 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 2 号

津市証人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

津市証人等に対する実費弁償に関する条例（平成 18 年津市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「第 109 条第 5 項、第 109 条の 2 第 5 項、第 110 条第 5 項又は第 115 条の 2 第 1 項」を「第 115 条の 2 第 1 項（法第 109 条第 5 項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第 4 号中「第 109 条第 6 項、第 109 条の 2 第 5 項、第 110 条第 5 項又は第 115 条の 2 第 2 項」を「第 115 条の 2 第 2 項（法第 109 条第 5 項において準用する場合を含む。）」に改め、「により」の次に「、議会の会議」を加え、「、特別委員会又は議会の会議」を「又は特別委員会」に改める。

附 則

この条例は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

津市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 2 月 28 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 3 号

津市議会委員会条例の一部を改正する条例

津市議会委員会条例（平成 18 年津市条例第 265 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条に次の 1 項を加える。

- 3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第 8 条中第 3 項を第 5 項とし、第 2 項を第 4 項とし、第 1 項の次に次の 2 項を加える。

- 2 議員は、それぞれ一の常任委員となるものとする。
- 3 議長は、議会の許可を得て常任委員を辞任することができる。

附 則

この条例は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

津市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 2 月 28 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 4 号

津市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

津市議会政務調査費の交付に関する条例（平成 18 年津市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

津市議会政務活動費の交付に関する条例

第 1 条中「及び第 15 項」を「から第 16 項まで」に改め、「調査研究」の次に「その他の活動」を加え、「、議会における会派（所属議員 1 人により構成されたものを含む。以下「会派」という。）に対し政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第 2 条中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、「会派」の次に「及び会派に属さない議員」を加える。

第 3 条第 1 項中「政務調査費は、」を「会派に対する政務活動費は」に改め、「得た額を」の次に「、会派に属さない議員に対する政務活動費は月額 5 万円を」を加え、同条第 2 項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第 3 項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、「会派」の次に「又は会派に属さない議員」を加え、「調査研究上」を「調査研究その他の活動上」に改め、同条第 4 項中「結成された会派」の次に「又は新たに会派に属さない議員となった者」を加え、「政務調査費」を「政務活動費」に改め、「結成された日」の次に「又は会派に属さない議員となった日」を加え、「結成日」を「結成日等」に改め、同条第 5 項中「政務調査費」を「会派に対する政務活動費」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 6 基準日において辞職、失職、除名若しくは死亡若しくは議会の解散（以下「辞職等」という。）により議員でなくなった場合又は会派に属することにより会派に属さない議員でなくなった場合における当該基準日の属する月に

係る分の会派に属さない議員に対する政務活動費は、これを交付しない。

第4条の見出し中「異動」を「異動等」に改め、同条第1項及び第2項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 政務活動費の交付を受けた会派に属さない議員が当該交付の対象に係る期間の途中において辞職等により議員でなくなった場合又は会派に属することにより会派に属さない議員でなくなった場合は、当該会派に属さない議員は、その議員でなくなった日又は会派に属さない議員でなくなった日（以下「辞職等の日」という。）から起算して30日以内に、辞職等の日の属する月の翌月（辞職等の日が基準日と同日である場合にあっては、当該辞職等の日の属する月）からの月数分の政務活動費について本市に返還しなければならない。

第5条を次のように改める。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第5条 政務活動費は、会派又は会派に属さない議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

- 2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

第6条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第7条第1項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、「作成させ、」の次に「領収書又はこれに準ずる書類を添付して」を加え、同条第3項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、「解散した場合」の次に「又は会派に属さない議員が辞職等により議員でなくなった場合若しくは会派に属することにより会派に属さない議員でなくなった場合」を、「第1項」の次に「又は第2項」を、「解散日」の次に「又は辞職等の日」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に、「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 政務活動費の交付を受けた会派に属さない議員は、規則で定めるところにより収支報告書を作成し、領収書又はこれに準ずる書類を添付して議長に提出しなければならない。

第8条の見出し中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、「交付を受けた会派」の次に「又は会派に属

さない議員」を、「当該会派」の次に「又は会派に属さない議員」を加え、「市政に関する調査研究に資するための必要な経費として」を「第5条に定める経費の範囲に従って」に改め、「解散した場合」の次に「又は会派に属さない議員が辞職等により議員でなくなった場合若しくは会派に属することにより会派に属さない議員でなくなった場合」を、「解散日」の次に「又は辞職等の日」を加える。

第9条中「第7条第1項」の次に「又は第2項」を加え、「同条第2項又は第3項」を「同条第3項又は第4項」に改める。

第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

(透明性の確保)

第10条 議長は、第7条第1項又は第2項の規定により提出された収支報告書について、必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第5条関係）

項 目	内 容
調査研究費	会派又は会派に属さない議員が行う市政に関する調査研究及び調査委託に要する経費
研 修 費	会派又は会派に属さない議員が研修会を開催するために必要な経費及び団体等が開催する研修会への参加に要する経費
広報広聴費	会派又は会派に属さない議員が行う活動及び市政について住民に報告するために要する経費並びに会派又は会派に属さない議員が行う住民からの市政及び会派又は会派に属さない議員の活動に対する要望・意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情 活 動 費	会派又は会派に属さない議員が要請・陳情活動を行うために必要な経費
会 議 費	会派又は会派に属さない議員が各種会議を開催するために必要な経費及び団体等が開催する意見交換会等各種会議への参加に要する経費
資料作成費	会派又は会派に属さない議員が行う活動のために必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派又は会派に属さない議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
人 件 費	会派又は会派に属さない議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事 務 費	会派又は会派に属さない議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 2 5 年 3 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の津市議会政務活動費の交付に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、同日前にこの条例による改正前の津市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、新条例第 3 条第 4 項及び第 4 条第 1 項の規定により平成 2 5 年 3 月分として交付される政務活動費を充てることができる経費の範囲は、なお従前の例による。

(津市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

- 4 津市特別職報酬等審議会条例（平成 1 8 年津市条例第 2 6 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

津市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 25 年 2 月 28 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 2 号

津市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則
津市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則（平成 18 年津市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

津市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

第 1 条中「津市議会政務調査費の交付に関する条例」を「津市議会政務活動費の交付に関する条例」に、「第 10 条」を「第 11 条」に改める。

第 2 条第 1 項中「政務調査費の」を「政務活動費の」に改め、「代表者」の次に「及び会派に属さない議員」を加え、「政務調査費交付申請書」を「政務活動費交付申請書」に改め、同条第 2 項中「政務調査費交付変更申請書」を「政務活動費交付変更申請書」に改め、同条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 会派に属さない議員は、交付申請書に記載した事項に変更等があるときは、速やかに市長に対し、議長を経由して変更申請書を提出しなければならない。

第 2 条に次の 1 項を加える。

5 会派に属さない議員が会派に属することとなったときは、当該会派に属さない議員は、速やかに市長に対し、議長を経由して会派所属届（第 6 号様式）を提出しなければならない。

第 3 条第 1 項中「各会派」の次に「及び会派に属さない議員」を加え、「政務調査費の」を「政務活動費の」に改め、「代表者」の次に「及び当該会派に属さない議員」を加え、「政務調査費交付決定通知書（第 6 号様式）」を「政務活動費交付決定通知書（第 7 号様式）」に改め、同条第 2 項中「提出のあった会派」の次に「及び会派に属さない議員」を加え、「政務調査費の」を「政務活動費の」に改め、「代表者」の次に「及び当該会派に属さない議員」を加え、「政務調査費交付決定変更通知書（第 7 号様式）」を「政務活動費交付決定変更通知書（第 8 号様式）」に改める。

第 4 条第 1 項中「代表者」の次に「及び会派に属さない議員」を加え、「政

務調査費の」を「政務活動費の」に、「政務調査費交付請求書（第 8 号様式）」を「政務活動費交付請求書（第 9 号様式）」に改め、同条第 2 項中「政務調査費交付請求書」を「政務活動費交付請求書」に、「政務調査費を」を「政務活動費を」に改め、「代表者」の次に「及び会派に属さない議員」を加える。

第 5 条を削る。

第 6 条第 1 項中「第 7 条第 1 項」の次に「及び第 2 項」を加え、「政務調査費収支報告書（第 9 号様式）」を「政務活動費収支報告書（第 10 号様式）」に改め、同条第 2 項中「第 7 条第 1 項」の次に「及び第 2 項」を加え、同条を第 5 条とする。

第 7 条中「政務調査費」を「政務活動費」に、「会派は、その経理責任者をして」を「会派の経理責任者及び会派に属さない議員は」に、「の整理をさせ」を「を整理するとともに」に、「保管させなければならない」を「保管しなければならない」に改め、同条を第 6 条とし、第 8 条を第 7 条とする。

別表を削る。

第 1 号様式を次のように改める。

第1号様式（第2条関係）

政 務 活 動 費 交 付 申 請 書

議	長

年 月 日

(宛先) 津市長

会派の名称

代表者の氏名

印

(会派に属さない議員にあっては、氏名)

津市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第２条第１項の規定により、
年度に係る政務活動費の交付について、次のとおり申請します。

- | | | |
|---|-----------------|-----------------------------|
| 1 | 会 派 の 名 称 | |
| 2 | 会 派 結 成 年 月 日 | |
| 3 | 代 表 者 の 氏 名 | |
| 4 | 経 理 責 任 者 の 氏 名 | |
| 5 | 所 属 議 員 数 | 人 (年 月 日現在) |
| 6 | 交 付 申 請 額 | 金 円 |
| 7 | 備 考 | |

(注) 会派に属さない議員による申請は、6及び7のみ記載する。

第2号様式中「（あて先）」を「（宛先）」に、「津市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則」を「津市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則」に改める。

第3号様式を次のように改める。

第3号様式（第2条関係）

政務活動費交付変更申請書

議	長

年 月 日

（宛先）津市長

会派の名称

代表者の氏名

⑨

（会派に属さない議員にあっては、氏名）

津市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条第2項第3項の規定により、
年度に係る政務活動費交付申請書の記載事項に関する変更等について、次のとおり申請します。

変更等の内容

区 分	変 更 等 後	変 更 等 前	変 更 等 年 月 日
1 会 派 の 名 称			年 月 日
2 代 表 者 の 氏 名			年 月 日
3 経 理 責 任 者 の 氏 名			年 月 日
4 所 属 議 員 数	人	人	年 月 日
5 交 付 申 請 額	円	円	年 月 日
6 備 考			

（注）会派に属さない議員による申請は、5及び6の欄のみ記載する。

第4号様式中「（あて先）」を「（宛先）」に、「津市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則」を「津市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則」に改める。

第5号様式中「（あて先）」を「（宛先）」に、「津市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則第2条第3項」を「津市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条第4項」に改める。

第8号様式を削る。

第7号様式中「政務調査費交付決定変更通知書」を「政務活動費交付決定変更通知書」に、「（代表者の氏名） 様」を

「（代表者の氏名） 様
（会派に属さない議員にあつては、氏名）」に、「政務調査費に」を「政務活動費に」に、「政務調査費交付変更申請書」を「政務活動費交付変更申請書」に、「津市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則」を「津市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則」に、「政務調査費交付決定額」を「政務活動費交付決定額」に改め、同様式を第8号様式とする。

第6号様式中「政務調査費交付決定通知書」を「政務活動費交付決定通知書」に、「（代表者の氏名） 様」を

「（代表者の氏名） 様
（会派に属さない議員にあつては、氏名）」に、「政務調査費の交付については」を「政務活動費の交付については」に、「津市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則」を「津市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則」に、「政務調査費交付決定額」を「政務活動費交付決定額」に改め、同様式を第7号様式とし、第5号様式の次に次の1様式を加える。

第 6 号様式（第 2 条関係）

会派所属届

議	長

年 月 日

（宛先） 津市長

氏名

⑩

会派に所属したので、津市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第 2 条第 5 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 所属した会派の名称

2 所属年月日

第 9 号様式を次のように改める。

第 9 号様式（第 4 条関係）

政務活動費交付請求書

議	長

年 月 日

（宛先）津市長

会派の名称

代表者の氏名

⑩

（会派に属さない議員にあっては、氏名）

津市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第 4 条第 1 項の規定により、
年度に係る政務活動費の交付について、次のとおり請求します。

- 1 請求金額 金 円
（ただし、 年 月分から 年 月分まで）
- 2 交付を受ける月の初日における所属議員数
人
- 3 請求理由（津市議会政務活動費の交付に関する条例第 3 条第 3 項の規定により政務活動費の交付を受けようとする場合に記入すること。）
- 4 備考

（注）会派に属さない議員による申請は、1、3 及び 4 のみ記載する。

第 9 号様式の次に次の 1 様式を加える。

第 1 0 号様式（第 5 条関係）

（表）

年度政務活動費収支報告書

年 月 日

津市議会議長 様

会派の名称

経理責任者の氏名

㊞

（会派に属さない議員にあっては、氏名）

年 月 日付け津市指令（記号番号）で交付決定を受けた
年度に係る政務活動費に関する収入及び支出について、次のとおり報告し
ます。

1 交付決定を受けた額 金 円

2 政務活動費に係る収入及び支出
裏面記載のとおり

(裏)
年度政務活動費収支報告書

会派名

(会派に属さない議員にあっては、氏名)

1 収 入

政務活動費 金 円

2 支 出

費 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費	円	
研 修 費	円	
広 報 広 聴 費	円	
要請・陳情活動費	円	
会 議 費	円	
資 料 作 成 費	円	
資 料 購 入 費	円	
人 件 費	円	
事 務 費	円	
合 計	円	

3 残 額 金 円

4 添付書類

上記の支出に関する領収書又はこれに準ずる書類については、別添のとおり

5 備 考

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 2 5 年 3 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の津市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、同日前にこの規則による改正前の津市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

(収支報告書の特例)

- 3 新規則第 5 条及び第 1 0 号様式の規定にかかわらず、津市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（平成 2 5 年津市条例第 4 号）による改正後の津市議会政務活動費の交付に関する条例（以下「新条例」という。）第 3 条第 4 項及び第 4 条第 1 項の規定により平成 2 5 年 3 月分として交付された政務活動費に係る新条例第 7 条第 1 項及び第 2 項に規定する収支報告書は、市長が別に定める。

津市告示第 2 7 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例第 1 2 条第 2 項の規定に基づき撤去し、保管している自転車等について、同条例第 1 6 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 5 年 2 月 2 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
久居駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 5 年 2 月 1 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 5 年 2 月 4 日
久居駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 5 年 2 月 5 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 2 5 年 2 月 7 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 5 年 2 月 7 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 5 年 2 月 8 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 5 年 2 月 1 4 日

2 保管期間

告示の日から 9 0 日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

0 5 9 - 2 2 2 - 6 3 0 7

津市告示第 28 号

下記の者の差押調書（謄本）は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第 20 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成 25 年 2 月 20 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇	差押調書（謄本）

注意：地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

下記の者の配当計算書（謄本）及び充当通知書は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

平成25年2月20日

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○ ○○○○○○ ○○○○○○○	○○○ ○○○○○ ○ ○○○	配当計算書（謄本）及び 充当通知書

注意：地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

下記の者の差押調書（謄本）は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

平成25年2月20日

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○ ○○○○○○ ○○○○○○○	○○○ ○○○○○ ○ ○○○	差押調書（謄本）

注意：地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

津市告示第 3 1 号

平成 2 5 年第 1 回津市議会定例会を次のとおり招集する。

平成 2 5 年 2 月 2 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 招集の日

平成 2 5 年 2 月 2 8 日

2 招集の場所

津市議会議事堂

下記の者に対する市税に関する督促状は、居所不明等のため送達することができないので、地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

平成25年2月28日

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達すべき内容
○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○	○○○○	普通徴収（市県民税） 平成 24 年度 2 ～ 4 期

注意 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市公告第 2 5 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 2 5 年 2 月 1 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 抑留日 平成 2 5 年 2 月 1 2 日

2 抑留期間 平成 2 5 年 2 月 1 9 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市河芸町 中別保	雑種	白茶	雄	中型	9 1 日 以上	

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市公告第 2 6 号

都市公園法（昭和 3 1 年法律第 7 9 号）第 2 条の 2 及び津市都市公園条例（平成 1 8 年津市条例第 1 9 7 号）第 2 条の規定により、都市公園の区域を変更したので、次のとおり公告し、その関係図書を縦覧に供します。

平成 2 5 年 2 月 2 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日

都市公園の名称	位 置	区域	供用開始の期日
中勢グリーンパーク	津市あのかつ台五丁目 7 5 7 番地 1 ほか	別 図 の とおり	平成 2 5 年 3 月 1 日
渋見砦跡公園	津市渋見町 5 5 4 番 地 4 9	別 図 の とおり	平成 2 5 年 3 月 1 日
岩田池公園	津市岩田 3 3 番地	別 図 の とおり	平成 2 5 年 3 月 1 日

2 関係図書の縦覧場所

津市建設部建設維持課

津市公告第 2 7 号

都市公園法（昭和 3 1 年法律第 7 9 号）第 2 条の 2 及び津市都市公園条例（平成 1 8 年津市条例第 1 9 7 号）第 2 条の規定により、都市公園を設置したので、次のとおり公告し、その関係図書を縦覧に供します。

平成 2 5 年 2 月 2 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日

都市公園の名称	位 置	区域	供用開始の期日
西が丘公園	津市長岡町 1 2 1 2 番地 2 8	別 図 の とおり	平成 2 5 年 3 月 1 日
美川町 2 号公園	津市美川町 6 2 番地 1 9	別 図 の とおり	平成 2 5 年 3 月 1 日
半田児童公園	津市半田 1 7 5 9 番 地ほか	別 図 の とおり	平成 2 5 年 3 月 1 日
藤方なぎさ公園	津市藤方 8 9 7 番地 1 6	別 図 の とおり	平成 2 5 年 3 月 1 日
垂水西浦公園	津市垂水 2 0 1 2 番 地 4 7	別 図 の とおり	平成 2 5 年 3 月 1 日
コモンヒルズ津南 台公園	津市垂水 2 0 1 0 番 地 1 1 9	別 図 の とおり	平成 2 5 年 3 月 1 日
グリーンオアシス 中央公園	津市高茶屋五丁目 3 4 6 5 番地 1	別 図 の とおり	平成 2 5 年 3 月 1 日
久居北口公園	津市久居北口町 2 6 6 1 番地 1 0 3	別 図 の とおり	平成 2 5 年 3 月 1 日
スマートパーク野 村公園	津市久居野村 8 8 5 番地 4 3	別 図 の とおり	平成 2 5 年 3 月 1 日
豊野団地外周緑地	津市一身田豊野 1 4 0 6 番地 2 4 9 ほか	別 図 の とおり	平成 2 5 年 3 月 1 日

2 関係図書の縦覧場所

津市建設部建設維持課

津市公告第 2 8 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 2 5 年 2 月 2 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 抑留日 平成 2 5 年 2 月 1 9 日、2 0 日及び 2 1 日

2 抑留期間 平成 2 5 年 2 月 2 8 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 稲葉町	柴	茶	雌	中型	9 1 日 以上	
2	津市河芸町 南黒田	雑種	黒	雄	中型	9 1 日 以上	首輪あり
3	津市河芸町 南黒田	雑種	茶	雄	中型	9 1 日 以上	
4	津市河芸町 南黒田	雑種	茶	雌	中型	9 1 日 以上	首輪あり
5	津市河芸町 南黒田	ビーグル	茶	雄	中型	9 1 日 以上	首輪あり
6	津市河芸町 南黒田	ビーグル	茶	雌	中型	9 1 日 以上	首輪あり
7	津市河芸町 南黒田	ビーグル	白茶	雌	中型	9 1 日 以上	
8	津市 白塚町	マルチーズ	灰と薄 茶	雄	小型	9 1 日 以上	首輪あり
9	津市 白塚町	雑種	白茶	雌	中型	9 1 日 以上	

1 0	津市 白塚町	雜種	白茶	雌	中型	9 1 日 以上	
-----	-----------	----	----	---	----	-------------	--

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市公告第 29 号

下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項による同法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 3 条の規定により、中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸処理区）関連津市公共下水道事業計画を変更したいので、次のとおり事業計画の案を当該公告の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

なお、当該事業計画の案については、縦覧期間満了の日までに、津市に意見を提出することができます。

平成 25 年 2 月 26 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 下水道事業の種類及び名称
中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸処理区）関連
津市公共下水道事業
- 2 拡大区域（予定）
津市高茶屋小森町字北端の一部ほか
- 3 事業の期間
昭和 49 年 3 月 26 日から平成 30 年 3 月 31 日まで
- 4 縦覧場所
津市殿村 5 番地
津市下水道部下水道政策課
- 5 縦覧期間
平成 25 年 2 月 26 日（火）から平成 25 年 3 月 11 日（月）まで
（午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。ただし、土日・祝日除く。）

津市公告第 3 0 号

次のとおり一般競争入札を執行しますので、津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 4 条の規定により公告します。

平成 2 5 年 2 月 2 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 趣旨

本市競艇事業部が所管する駐車場用地の跡地利用に係る事業者を募集します。

幅広く一般の事業者から提案を求め、本件に対する意欲や取組体制、具体性や実効性のある提案、企画力並びに実績及び実行力等を総合的に勘案した上で、事業計画書の内容等による資格審査及び競争入札（二段階競争入札）により、貸付公募を行います。

2 入札に付する事項

(1) 件名 市有地の賃貸借に係る一般競争入札

(2) 物件の概要

所 在 地	地 目	面積（実測）	用途地域
津市藤方字西大田 5 4 6 番	雑種地	5, 621㎡	市街化区域 準工業地域
津市藤方字西大田 5 4 6 番 2	雑種地	226㎡	市街化区域 準工業地域
津市藤方字西大田 5 5 2 番	雑種地	5, 759㎡	市街化区域 準工業地域
津市藤方字西大田 5 6 3 番 2	雑種地	8, 441㎡	市街化区域 準工業地域
津市藤方字西大田 5 7 1 番 1	雑種地	10, 516㎡	市街化区域 準工業地域
合 計		30, 563㎡	

3 貸付期間

公正証書による契約書で定める始期から20年間とします。

(平成25年8月1日から平成45年7月31日までを予定)

なお、貸付に係る準備期間及び期間満了に伴う原状回復期間も貸付期間に含みます。

4 その他

その他貸付条件、手続に関する事項は、別紙「市有地の賃貸借に係る一般競争入札実施要領」のとおりです。

市有地の賃貸借に係る一般競争入札実施要領
(二段階競争入札方式)

平成25年2月

津 市 競 艇 事 業 部

市有地の賃貸借に係る一般競争入札実施要領

I 貸付内容（条件等）について

1 趣旨

本市競艇事業部が所管する駐車場用地の跡地利用に係る事業者を募集します。

幅広く一般の事業者から提案を求め、本件に対する意欲や取組体制、具体性や実効性のある提案、企画力並びに実績及び実行力等を総合的に勘案した上で、事業計画書の内容等による資格審査及び競争入札（二段階競争入札）により、貸付公募を行います。

2 貸付物件

所在地の概要

所在地	地目	面積（実測）	用途地域
津市藤方字西大田 5 4 6 番	雑種地	5,621㎡	市街化区域 準工業地域
津市藤方字西大田 5 4 6 番 2	雑種地	226㎡	
津市藤方字西大田 5 5 2 番	雑種地	5,759㎡	
津市藤方字西大田 5 6 3 番 2	雑種地	8,441㎡	
津市藤方字西大田 5 7 1 番 1	雑種地	10,516㎡	
合 計		30,563㎡	

3 貸付期間等

公正証書による契約書で定める始期から **20年間**とします。

（平成25年8月1日から平成45年7月31日までを予定）

なお、貸付に係る準備期間及び期間満了に伴う原状回復期間も貸付期間に含まれます。

貸付期日の初日に、現状有姿で土地の引き渡しを行います。

平成26年度中に施設の建設を完了し、事業を開始することとします。

4 貸付条件

(1) 賃料等

ア 賃料入札時の落札価格（**最低入札価格は、4,405,000 円**とします。）が月額賃料となります。

ただし、建設工事準備期間として、平成25年8月1日から平成26年3月31日までの賃料は月額2,458,000円とします。

イ 3か月ごとの賃料を前払いで、契約書で定める期日までに納付するものとします。

ウ 納入期限経過後に賃料を納入した場合は、年14.6パーセントの割合で算出した延滞金を別途納入するものとします。この場合の計算方法

は、年365日の日割計算とします。

(2) 土地の使用制限

本件土地の使用にあたっては、次の事項を遵守してください。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供することはできません。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用途に使用することはできません。

ウ 悪臭、騒音、振動、有毒ガスその他近隣環境を損なう可能性のある用に供することはできません。

エ 土壌の汚染等により返還が困難となるような使用はできません。

オ 政治的用途、宗教的用途に使用することはできません。

カ 居住の用に供する建物を建築することはできません。

キ その他貸付人が社会通念上からも適さないと判断した用途に供することはできません。

(3) 権利設定及び譲渡の禁止

借受人は、第三者に対し、本件借地権を譲渡し、本件土地を転貸し、又は担保権を設定することはできません。ただし、貸付人の書面による承諾を得た場合はこの限りではありません。

(4) その他の条件等

契約に際して、次のとおり留意事項がありますので、必ず御確認ください。

ア 本件土地は、現状のまま貸付けを行います。現状とは、「物件の現在における状況の姿のまま」との意味であり、契約締結後、本件土地に瑕疵が発見された場合、貸付人は一切の責任を負いません。

イ 市道藤方高茶屋小森町線は、道路台帳上管理幅員6.3mから6.9mですが6m以上の道路幅員が確保されるように、また市道藤方第18号線、藤方第21号線は4m以上の道路幅員が確保されるように、津警察署及び道路管理者と協議し、本件土地側に道路後退を行ってください。

ウ 市道塔世橋南郊線は、本件土地隣接区間において、都市計画道路の事業化の計画があるので、本件土地の利用に際しては道路計画と整合を図ってください。

エ 津市藤方西大田546番の用地内外には、排水路機能を有する排水路敷地が、また排水路機能は有しているものの公図上排水路敷地が存在しない排水路が存在していますので、土地利用に際し上流域の排水能力にも十分配慮し、排水路機能を確保してください。

なお、雨水排水設備の施工にあたっては、津市の担当部局と調整の上、必要に応じて、当該区域から流出する雨水抑制のための浸透マス等の設備を設置するなどの措置を講じてください。

オ 本件土地に隣接する道路条件（接道要件等）は現状のままとします。
カ 本件土地の利用に際し、都市計画法、建築基準法、その他関係法令を遵守し、道路後退、道路整備、排水施設整備が求められる場合においてもこれを優先してください。

キ 本件土地には、水道・下水道・電気・ガス等の施設がないので、借受人の責任においてそれぞれの管理者と協議、申請を行ってください。

ク 本件土地に汚水の排水設備を設ける場合は、公共下水道へ接続してください。

なお、津市藤方西大田５５２番及び５６３番２は供用開始区域ですが、その他の３筆は、当該区域外ですので供用開始区域への区域外流入となります。この場合や、賃貸期間中に供用開始区域となった場合は、受益者負担金が賦課されます。この受益者負担金については借受人の負担とします。

ケ 上記イからクについて、履行及び手続に関する費用が発生した場合はすべて借受人の負担とし、また、これらに係る賃料の調整は行いません。

5 貸付方法

- (1) 契約は、借地借家法（平成３年法律第９０号）第２３条第２項の規定に基づく事業の用に供する建物の所有を目的とした賃貸借契約とします。
- (2) 地方自治法第２３８条の５に基づく普通財産の貸付けとなります。

6 土地の返還

借受人は契約期間（２０年間）の満了時又は契約の解除時には、本件土地に存在する建物その他の施設及び工作物を借受人の負担において撤去し、完全な更地にして貸付人の指定する期日までに返還してください。

土地の返還が遅延した場合は、契約期間の満了した日又は契約の解除日の翌日から土地の返還がされた日までの賃料相当額の２倍の遅延損害金が発生します。

7 借受人の義務

- (1) 調査協力義務

使用状況等を把握するため、貸付人は随時に貸付物件を実地調査し、又は借受人に対して必要な報告を求めることができます。この場合、借受人はこれに協力しなければなりません。

- (2) その他

ア 借受人は、善良なる管理者の注意をもって貸付財産を使用・管理し、選考された提案内容どおりに使用するものとします。

ただし、提案内容から変更を行いたい場合において、貸付人が書面による承諾をしたときはこの限りではありません。

イ 借受人には、貸付財産を使用して行う事業に伴う一切の責任がありま

す。貸付期間中は借受人が物件全体の管理責任を負うものとし、その維持管理に必要な費用は借受人の負担とします。

ウ 借受人は、市が貸付対象財産の管理上必要な事項を借受人に通知した場合は、その事項を遵守しなければなりません。

エ 借受人は、本件土地の利用における近隣住民への周知、説明等の対応については、誠意をもって行い、紛争等が生じた場合も乙の責任と負担において対応するものとしします。

オ 貸付人又は第三者に損害を与えたときは全て借受人の責任でその損害を賠償するものとしします。

8 契約の解除等

借受人が、貸付条件に違反、借受人の義務を果たさない又は応募資格を満たさなくなった場合は、契約を解除することがあります。

この場合、月額賃料の24か月相当額を違約金として支払うものとしします。

9 その他

貸付条件等については、別添の「事業用定期借地権設定合意契約書（案）」も併せて御確認ください。

Ⅱ 物件の下見及び質問書の提出と回答について

1 現地説明会について

本件土地の現地説明会は開催しませんので、各自で物件の下見等を行ってください。現地への立入りを希望する場合は、貸付人職員立会いの下で可能としますので、申し出てください。（無断での敷地内への立入りは禁止します。）

2 市有地の賃貸借に係る一般競争入札実施要領に関する質問書の提出と回答

実施要領についての質問は、次のとおり受け付けます。

(1) 質問受付期間

平成25年3月22日（金）午後3時まで（必着）

(2) 提出方法

別紙様式に記入の上、ファックスにて送信してください。電話及び口頭での質問は受け付けません。

(3) 回答

質問書が提出された場合は、平成25年3月25日（月）以降に所管課から全ての質問者に対し、ファックスで回答するとともに、その内容のみ、津市ホームページに掲載します。

3 下見及び質問についての連絡先

末尾の「実施要領に関するお問い合わせ、配布及び応募受付先」のとおりです。

Ⅲ 応募について

1 応募資格

応募者は、当該土地において、事業者の自由な発想・創意工夫・実行力を生かし、地域の活性化を図り、利便性と魅力を高める事業を行う意欲のある者で、次の各号に掲げる条件を全て備える者としてします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に基づく一般競争入札の参加者の資格を有する者であること。
- (2) 津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）による指名停止を受けていないこと。
- (3) 国税、都道府県税及び市町村税の滞納がないこと。
- (4) 施設の建設、原状回復及び事業の運営等に必要な資力を備えており、貸付人が指定する期日までに市有財産賃貸借契約を締結し、賃料の支払いが可能であること。
- (5) 実施要領の内容を遵守し、事業を適切に行えること。

- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体に属するものでないこと。
- (7) 経営不振の状況（破産手続、更生手続、再生手続その他類似の手続の開始決定がされ、特別清算手続その他の清算手続が開始され、又は手形取引停止処分がなされている状況をいう。）でないこと。
- (8) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主催者その他の構成員又は当該構成員を含む団体でないこと。
- (9) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 応募方法

受付期間内に、応募に必要な書類を各1部（企画提案書は3部）用意し、受付場所まで直接御持参ください。（郵送、電話、ファックス、Eメールによる受付は行いません）

(1) 受付期間

平成25年4月15日（月）午前9時から平成25年5月10日（金）正午まで

※ 4月23日（火）、5月9日（木）は、公休日につき受付は行いません。

(2) 受付時間

午前9時から午後5時まで（最終日は正午まで）

(3) 受付場所

末尾の「実施要領に関するお問い合わせ、配布及び応募受付先」のとおりです。

(4) 応募に必要な書類

- ア 一般競争入札参加申込書（実印で押印のこと）
- イ 企画提案書（利用目的の詳細を記載した書面）
- ウ 履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）
- エ 印鑑証明書
- オ 法人役員名簿（役員住所、生年月日も記載）

カ 財務諸表

キ 過去2年間以内に滞納がないことの証明書

(ア) 国税に係る納税証明書（法人税、消費税）

(イ) 本店所在地の都道府県税に係る納税証明書（法人都道府県民税、事業税及び不動産取得税）

(ウ) 本店所在地の市町村税に係る納税証明書（法人市町村民税、固定資産税及び都市計画税）

※ 個人の場合は「一般競争入札参加申込書」に記載された書類を添付すること。

ク 宣誓書

(5) 企画提案書について

応募者は、当該土地において、地域の活性化を図り、利便性と魅力を高める事業を行うことを目的とし、民間事業者の自由な発想・創意工夫・実行力を生かした事業を提案するものとします。なお、企画提案書は契約締結時に事業計画書として添付することとなります。

ア 提案における必要事項

企画提案書には、次の事項について提案がされていることとします。

(ア) 事業のコンセプトと概要

施設の導入計画、建築計画、スケジュールなどの提案

(イ) 環境への配慮

周辺環境に配慮した取組の提案

(ウ) 周辺地域・住民に対する配慮・貢献

周辺地域や住民との調和性に配慮した提案

(エ) 津市モーターボート競走場への効果

近隣施設である競走場への集客・収益効果や貢献のできる提案

(オ) 事業の収支計画

資金計画、経営の安定性などの提案

イ 企画提案書の要件

(ア) 上記の提案における必要事項がすべて記載されていること。

(イ) すべてA4判またはA3判により作成されていることとし、上辺または左辺でとじること。（縦横は問いません。分冊不可。）

(ウ) 表紙を付けること。

(エ) 完成予想図が添付されていること。

(オ) おおむね20枚以内とすること。

(6) 注意事項

上記以外の資料等の提出を求めることがあります。また、提出された書類は、返却しません。

なお、応募（書類作成を含む）に係る一切の費用は、応募者の負担によるものとします。

※ 提出された応募書類は、応募資格の判断のための調査・照会資料と

して使用します。

(7) 応募後の聴取について

選定にあたって、提出書類の内容について聴取を行う場合があります。

Ⅳ 応募者の資格審査

1 審査について

入札者の選定にあたっては、応募資格等について審査を行います。

2 審査方法

応募受付期間に申込を済ませた応募者を対象に、資格審査を行います。

資格審査で全ての審査項目が適正とされた応募者を入札者とします。

(1) 資格審査は、提出された書類により行います。

(2) 応募内容がこの要領の諸条件等を満たさない場合は失格とします。

3 審査項目

審査項目は次のとおりとします。

(1) 応募に必要な書類はすべて揃っているか。

(2) 応募資格は適正か。

(3) 「Ⅲ 応募について 2 (5) ア」に掲げる必要事項が提案されているか。また、その内容は貸付人の目的、趣旨が理解されているものか。

4 審査結果

審査結果については、平成25年5月14日（火）に、全ての応募者に対して電話で通知するとともに文書を発送します。

全ての審査項目が適正とされた応募者は、入札者として入札に参加してください。

Ⅴ 入札について

1 入札資格

入札者は、書類審査で全ての審査項目が適正とされた応募者とします。

2 入札・開札

(1) 日時

平成25年5月20日（月）午前10時00分

(2) 場所

津市役所本庁舎 7階入札室 （津市西丸之内23番1号）

(3) 入札書

所定の入札書に必要事項を記入し、記名・押印の上、件名及び入札参加者名を記載した封筒に封入し、入札時に入札箱に投函してください。

入札金額は、**最低入札価格（4,405,000円）**以上の額を記載し、月額賃料の額としてください。

なお、代理人の方が入札される場合は、委任状が必要となります。

(4) 入札保証金

この入札に参加するには、入札日までに入札保証金を現金又は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第156条第1項第1号に規定する小切手で納付してください。

ア 入札保証金は、**31,248,720円**とします。

イ 納付場所は、津市役所本庁舎1階の会計管理室で、土曜、日曜、祝祭日を除いた午前9時から午後3時の間に納付してください。

ウ 納付時に入札保証金保管証書を交付しますので、入札日当日に提示してください。

(5) 入札保証金の返還等

落札者以外の者が納付した入札保証金は、入札の申込みの際に提出された届出書に基づき、所定の手続きの後、指定された口座にお返しします。

落札者については、契約保証金に充当します。

また、お預かりした入札保証金には、貸付人での受入期間についての利息は付きません。

(6) 入札保証金の帰属

ア 入札の当日出席しなかった者又は入札執行時刻に遅刻した者は、棄権とみなし、納付された入札保証金は、津市に帰属します。

イ 落札者が契約の締結に応じない場合には、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金は、津市に帰属します。

(7) 開札

入札締切り後、直ちに開札を行います。

3 入札の中止等

(1) 不正な入札が行われるおそれがあるなど公正な競争が妨げられると判断される場合、又は災害その他やむを得ない事由により入札の実施が困難と認める場合は、入札を中止又は延期することがあります。

(2) 入札の中止等に至った場合においても、見積りに係る費用、郵送に係る費用、その他入札に係る一切の費用を補償しません。

4 落札者

(1) 落札者は、貸付人が定める最低入札価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最高の価格をもって入札を行った者としします。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに、

当該同価の入札者によるくじ引きによって落札者を決定します。なお、落札者となる同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできません。

- (3) 再度の入札は、最低入札価格（予定価格）を公表しているため実施しません。

VI 契約方法等について

1 市有財産賃貸借契約の締結

- (1) 貸付人と落札者とは、平成25年7月下旬までに、事業用定期借地権設定契約を締結するものとします。

なお、事業用定期借地権設定契約は、公正証書によって行うものとし、公正証書作成に要する費用は借受人の負担とします。

- (2) 落札者は、応募時に提出された企画提案書の内容により貸付人の承認を得て「事業計画書」を2部作成し、これを契約書に添付するものとします。
- (3) 前2項の契約方法及び契約の内容についての合意を証するため、当該契約の締結とは別に、合意契約を締結します。なお、この合意契約は、津市契約規則の規定に基づき落札決定後7日以内となります。

2 契約保証金

平成25年6月30日までに、契約保証金として津市契約規則第26条の規定に基づき、**契約金額（貸付期間の賃料総額）の100分の10以上の額（千円未満切り上げ）**を、一括で貸付人に納入していただきます。（既納の入札保証金を契約の締結が確実となった段階で契約保証金に充当し、不足額を貸付人の発行する納入通知書により納付していただきます。）

この契約保証金は、契約期間満了後、利息を付さずに土地の更地返還と引換えに返還します。

なお、契約保証金返還請求権に質権その他の担保を設定することはできません。

契約締結までのスケジュール

手続き等	期限等
実施要領等の配布	平成 2 5 年 2 月 2 8 日 (木) から
質問書の受付	平成 2 5 年 3 月 2 2 日 (金) 午後 3 時まで
質問書の回答	平成 2 5 年 3 月 2 5 日 (月) 以降
参加申込受付開始	平成 2 5 年 4 月 1 5 日 (月)
参加申込書等提出期限	平成 2 5 年 5 月 1 0 日 (月) 正午
審査結果通知	平成 2 5 年 5 月 1 4 日 (火)
入札・開札	平成 2 5 年 5 月 2 0 日 (月) 午前 1 0 時
合意書の締結	平成 2 5 年 5 月下旬
公正証書による契約書の締結	平成 2 5 年 7 月まで
契約期間 (2 0 年間)	平成 2 5 年 8 月 1 日～平成 4 5 年 7 月 3 1 日

※ 事業開始予定 平成 2 6 年度中

【実施要領に関するお問い合わせ、配布及び応募受付先】

今回の貸付に関する問い合わせ先は次のとおりです。

所在地	〒514-0815 三重県津市藤方 6 3 7 番地
担当部署	津市競艇事業部競艇管理課 (担当：中村)
電話番号	0 5 9 - 2 2 4 - 5 1 0 5 (直通)
F A X 番号	0 5 9 - 2 2 2 - 8 2 1 0
受付時間	午前 9 時から午後 5 時まで ※公休日が不定期にありますので、事前に御確認ください。
備 考	・実施要領は、津市ホームページに掲載します。 http://www.info.city.tsu.mie.jp/ ・郵送等による受付は行いませんので、担当部署まで直接御持参ください。

津市水道局告示第 2 号

津市水道局指定給水装置工事事業者に次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 1 8 年水道事業管理規程第 1 4 号）第 1 0 条第 1 号の規定により告示する。

平成 2 5 年 2 月 1 8 日

津市水道事業管理者 渡 辺 三 郎

名 称	所 在 地	指定年月日
株式会社大光建設	松阪市嬉野上野町 1615 番地 1	平成 2 5 年 2 月 7 日

津市水道局公告第 1 号

津市水道局が執行する建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札（以下「事後審査型入札」という。）に関する必要な事項について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定により、次のとおり公告します。

なお、この公告は事後審査型入札を執行するに当たっての共通事項を示すものであり、個々の入札に付する事項及び入札参加資格等については、別に公告します。

平成 25 年 2 月 18 日

津市水道事業管理者 渡 辺 三 郎

事後審査型条件付一般競争入札共通事項

1 入札参加者に必要な資格要件

事後審査型入札に参加できる建設業者等は、次に掲げる要件を備えている者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の許可（建設コンサルタント等にあつては、それぞれの業務に関し法令の定めるところによる登録）及び同法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営事項審査（建設コンサルタント等にあつては、水道事業管理者が別に定める審査）を受けており、かつ、その審査の基準日の前日までに営業年数が 1 年以上あること。
- (3) 津市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (4) 当該対象工事等の業種に応じた技術者を有していること。
- (5) 個別の案件ごとの公告（以下「個別公告」という。）から入札時までの期間において、津市から指名停止等を受けていないこと。
- (6) 手形交換所により取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全でないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始を申し立てた者若しくは決定を受けた者（津市から再認定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始を申し立てた者若しくは決定を受けた者（津市から再認定を受けた者を除く。）

でないこと。

- (8) 建設業法その他の法令、規則等に違反していないこと。
- (9) 個別公告において示す参加資格要件を満たしていること。
- (10) その他水道事業管理者が事後審査型入札に係る参加業者として不適当であると認める者でないこと。

2 設計書及び設計図書の閲覧等

建設工事等に係る設計書及び設計図書については、個別公告で示す期間、水道総務課において閲覧に供するほか、当該公告で示す販売店において有償で頒布する。

3 入札参加方法等

- (1) 入札参加者は、設計図書等（設計図書、図面、仕様書、関係書類及び現場等）を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において設計図書等に関する質問がある場合は、個別公告において示す参加資格要件を有する者に限って、期限日までに書面のみにより申し出ることができる。質問に対する回答は、津市ホームページに掲載するものとする。
- (2) 事後審査型入札においては、入札参加のために事前に申請手続を行うことを要せず、この共通事項及び個別公告において示す参加に係る資格要件を満たす者は、当該公告において示す入札書提出期限までに入札書を提出することにより入札参加できるものとする。
- (3) 入札方法は郵便による入札とし、入札書及び積算内訳書（指定様式に限る。）を指定された封筒に封入の上、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で郵送するものとし、水道総務課への持参は認めない。
- (4) 封筒は、水道局が配布する郵便入札専用の指定封筒等を使用すること。
- (5) 個別公告で示した入札書提出期限までに **日本郵便株式会社津中央郵便局** 必着とする。
- (6) 宛先
〒514-8799
日本郵便株式会社津中央郵便局留 津市水道局 水道総務課 宛
- (7) 入札回数は、1回とする。

4 入札書

- (1) 指定様式の入札書に、入札日（開札日）、入札者の住所（所在地）・商号（名称）・代表者氏名・印（入札参加資格審査申請時に提出した使用印鑑届に押印された印）、入札金額、工事名、工事場所及び落札可能件数を

鮮明に表示すること。また、入札金額はアラビア数字で、文字は楷書で記載すること。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札書は、指定した封筒等に入れ、開札日時、件名、差出人名を記入の上、3箇所の封印をすること。

5 積算内訳書

- (1) 入札書の入札金額に対応した積算内訳書を必ず提出すること。
- (2) 積算内訳書の合計金額は、必ず入札書の入札金額と同額とすること。
- (3) 積算内訳書は、入札書を提出（郵送）する際に必ず同封すること。
- (4) 積算内訳書の審査を行った結果、不明な点があるときは、さらに詳しい積算明細書等の資料提出及び積算根拠の説明を求めることがある。

6 開札の立会い

開札の立会人を、入札参加者の中から選定する。ただし、選定された立会人が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員に立ち会わせ、開札することができる。

7 開札及び落札候補者の決定

- (1) 開札は、個別公告において示す日時及び場所において行うものとする。
- (2) 開札の結果、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札候補者とし、当該落札候補者の入札参加資格の審査のため落札決定を保留し、開札を終了するものとする。
- (3) (2)の落札候補者となるべき者が複数ある場合は、開札立会人によるくじ引きにより、当該複数入札者の落札候補順位を決定する。

8 無効の入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。
- (2) 入札者が同一事項の入札に対し2以上の入札をしたとき。
- (3) 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。

- (4) 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
- (5) 入札者の記名押印のないとき。
- (6) 入札金額を訂正しているとき。
- (7) 入札書の記載事項が確認できないとき。
- (8) 入札保証金の納付がないとき、又は額が不足するとき。
- (9) 開札前において入札参加資格要件を満たさないことが明らかな者が入札をしたとき。
- (10) 入札書に指定された事項が記載されていないとき。
- (11) 指定された郵送方法以外の方法で入札書を郵送したとき。
- (12) 入札書が提出期限を過ぎて到着したとき。
- (13) 水道局が配布する郵便入札専用の指定封筒等以外の封筒で入札書を郵送したとき。
- (14) 指定封筒等に指定された事項が記載されていないとき。
- (15) 指定封筒等に記載された件名と同封された入札書の件名が異なるとき。
- (16) 積算内訳書が同封されていないとき。
- (17) 入札書に記載された金額と積算内訳書に記載された金額が異なるとき。
- (18) 落札候補者となった件数が落札可能件数に達した以後に当該落札候補者が入札をしたとき。
- (19) 開札後に入札参加資格の審査を行った結果、入札参加資格要件を満たさないことが分かったとき。
- (20) 意思表示が民法上無効とされる入札をしたとき。
- (21) その他あらかじめ指示した事項に違反したとき。

9 落札可能件数の変更

入札書投函以降、落札可能件数に変更が生じた場合は、「落札可能件数変更届」を提出すること。

10 入札書の書き換え等の禁止

一度提出した入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできない。

11 入札参加資格確認資料の提出

落札候補者となった者は、事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）及び次に掲げる確認資料を水道総務課へ提出するものとする。

(1) 建設工事の場合

ア 建設業許可証明書等の写し（支店等業者にあつては、支店等が対象業

種の建設業許可を有することを証明する書類)

イ 配置予定の主任(監理)技術者及び現場代理人等との雇用関係を確認するための書類(雇用保険、社会保険被保険者証等の写し)

ウ 配置予定の主任(監理)技術者の資格者証の写し(実務経験の場合は、実務経験経歴書)

エ 専任技術者証明書の写し(建設業許可申請時に必要な営業所の専任技術者調書の写し)

オ 同種工事の施工実績届出書

カ 設計図書を購入した際の領収書の写し又は積算内訳書交付済証(水道総務課が発行したもの)

キ その他入札参加資格を確認するために個別公告で示した資料

(2) 建設コンサルタント等の場合

ア 建設コンサルタント等に係る登録を証明する書類

イ 当該業種における直近決算の営業収入金額が確認できる書類

ウ 配置予定技術者との雇用関係を確認するための書類(雇用保険、社会保険被保険者証等の写し)

エ 配置予定技術者の資格証の写し等

オ 同種業務の履行実績届出書

カ 設計図書を購入した際の領収書の写し又は積算内訳書交付済証(水道総務課が発行したもの)

キ その他入札参加資格を確認するために個別公告で示した資料

(3) 落札候補者は、提出を求められた日の翌日から起算して2日以内に確認申請書及び確認資料を提出しなければならない。

(4) 落札候補者が提出期限内に確認申請書及び確認資料を提出しない場合、当該落札候補者は入札参加資格要件を満たしていないものとみなす。

12 公正な入札の確保

(1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければならない。

(3) 入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

13 落札者の決定

- (1) 落札候補者から提出された確認申請書及び確認資料を審査した結果、入札参加資格要件を満たしていることを確認したときは、当該落札候補者を落札者と決定する。
- (2) (1)の審査の結果、落札候補者が入札参加資格要件を満たしていないことを確認したときは、当該落札候補者のした入札を無効とし、次に低い価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし、適格者が現れるまで順次審査を行うものとし、その過程において、同価格の入札をした者が複数ある場合は、別に指定する日時及び場所においてくじ引きを行い、落札候補者の順位を決定する。この場合において、くじ引きを代理人が行う場合は、委任状を提出しなければならない。
- (3) 入札参加資格要件の審査の結果、落札候補者が入札参加資格要件を満たしていないことを確認したときは、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書により通知するものとする。
- (4) (3)の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して2日以内に書面により決定理由について説明を求めることができる。
- (5) (4)の説明を求められたときは、説明を求められた日の翌日から起算して4日以内に回答書により回答するものとする。

14 入札保証金

入札の際に入札価格の100分の3以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、規則第15条第1項各号のいずれかに該当する場合及びあらかじめ個別公告においてその必要がないと認めた場合は、この限りでない。

15 契約保証金

- (1) 契約の締結の際に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第27条第1項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証証書を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。
- (2) 津市建設工事執行規則（平成18年津市規則第41号）第12条の規定に該当する場合は、契約保証金を免除する。

16 予定価格

予定価格は、個別公告において明らかにする。

17 最低制限価格

最低制限価格の設定については、個別公告において明らかにする。

18 入札の中止等

- (1) 事後審査型入札への参加に係る業者等が不正の利益を得るために連合し、又は不穏な行動をなす等公正な入札の執行を確保することができないと認めるときは、当該事後審査型入札を延期、中止等の措置をとることがある。
- (2) 天災その他やむを得ない事由により入札（開札）を行うことができないと認めるときは、入札（開札）を中止することがある。
- (3) 入札の中止等に至った場合においても、見積りに係る費用、郵送に係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しない。

19 異議申立て等

入札をした者は、入札後において、設計図書等（設計図書、図面、仕様書、関係書類及び現場等）についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

20 期限の特例

この共通事項において示す期限については、津市の休日を定める条例（平成18年津市条例第14号）第3条の規定を準用する。

津市水道局公告第 2 号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号）第 4 条の規定により、次のとおり公告します。

平成 25 年 2 月 18 日

津市水道事業管理者 渡 辺 三 郎

記

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	平成25年2月18日		工 事 担 当 課	工務課	
工 事 名	平成24年度 簡水第27号 下之川簡易水道配水管布設工事				
工 事 場 所	津市 美杉町下之川		地内		
工 事 概 要	配水管布設工	D I P φ 100mm L=312.3m	消火栓設置工	単口地下式	N=1箇所
	配水管布設工	P P φ 40mm L=56.0m	橋梁添架工	S U S 100A	L=9.7m
	仕切弁設置工	φ 100mm N=2箇所	舗装本復旧工	A=1160m2	
	仕切弁設置工	φ 50mm N=1箇所			
	仕切弁設置工	φ 40mm N=1箇所			
工 期	契約締結の日から 平成25年8月30日 まで				
発 注 業 種	土木一式（配水管工事）				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｼﾞｸﾄﾞ】久居・一志	【地区】久居・一志・白山・美杉	【格付】A 1・A 2	
		【ﾌﾟﾛｼﾞｸﾄﾞ】安芸	【地区】河芸・芸濃・美里・安濃	【格付】A 1・A 2	
		【ﾌﾟﾛｼﾞｸﾄﾞ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｼﾞｸﾄﾞ】	【地区】	【格付】	
	同種工事実績要件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件	津市水道局指定給水装置工事事業者である者 元請として、水道局が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から 平成25年3月11日 まで			
	閲覧場所	水道総務課			
設 計 図 書 の 購 入	購入期間	本公告の日から 平成25年3月11日 まで			
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059(293)6100			
設計図書等に関する質問	提出期限	平成25年2月27日 午後5時まで（指定の質問書を使用すること）			
	回答日	平成25年3月6日 ホームページにて回答			
	提出先	水道総務課契約財産担当（津市水道局庁舎1階） F A X 0 5 9 - 2 3 7 - 5 8 1 9			
入札方法等	入札方法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提出期限	平成25年3月11日 必着			
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市水道局 水道総務課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	平成25年3月14日 午前10時00分 津市水道局2階 入札室				
予 定 価 格	23,438,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・ 技術者要件欄に記載した津市発注工事とは、水道局又は調達契約課発注工事で担当課執行分を除く。 ・ 水道局が指定する講習会等とは、社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会Ⅰ、日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会（N S 形口径450mm以下）又は鋳鉄管製造メーカーの配管技能講習会（N S 形口径450mm以下）をいう。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	平成25年2月18日		工 事 担 当 課	工務課
工 事 名	平成24年度 簡水第28号 八幡簡易水道配水管布設工事に伴う舗装復旧工事			
工 事 場 所	津市 美杉町川上		地内	
工 事 概 要	路面切削工 A=7230m ² 表層工 A=7230m ² 区画線工 L=3051m			
工 期	契約締結の日から 平成25年7月24日 まで			
発 注 業 種	ほ装			
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	A		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｼﾞｸﾄ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｼﾞｸﾄ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｼﾞｸﾄ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｼﾞｸﾄ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技 術 者 要 件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成25年3月11日 まで		
	閲 覧 場 所	水道総務課		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成25年3月11日 まで		
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059(293)6100		
設計図書等に関する質問	提 出 期 限	平成25年2月27日 午後5時まで (指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	平成25年3月6日 ホームページにて回答		
	提 出 先	水道総務課契約財産担当(津市水道局庁舎1階) FAX059-237-5819		
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	平成25年3月11日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市水道局 水道総務課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成25年3月14日 午前10時15分 津市水道局 2階 入札室			
予 定 価 格	29,801,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。			

津市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 25 年 2 月 28 日

津市議会議長 田 村 宗 博

津市議会規則第 1 号

津市議会会議規則の一部を改正する規則

津市議会会議規則（平成 18 年津市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 96 条第 2 項中「第 109 条の 2 第 4 項」を「第 109 条第 3 項」に改める。

附 則

この規則は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

津市郷土資料館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成 2 5 年 2 月 2 0 日

津市教育委員会委員長 中 湖 喬

津市教育委員会規則第 1 号

津市郷土資料館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する
規則

津市郷土資料館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 1 8 年津市教育
委員会規則第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 1 条」を「第 2 0 条」に改める。

第 4 条及び第 5 条を削る。

第 6 条第 1 項中「第 8 条第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に、「第 3 号様式」を
「第 1 号様式」に改め、同条を第 4 条とする。

第 7 条第 1 項中「第 4 号様式」を「第 2 号様式」に改め、同条を第 5 条とし、
第 8 条から第 1 1 条までを 2 条ずつ繰り上げる。

第 1 2 条第 1 項中「第 1 1 条」を「第 1 0 条」に、「第 5 号様式」を「第 3
号様式」に改め、同条第 2 項中「第 1 4 条第 4 号」を「第 1 3 条第 4 号」に改
め、同条を第 1 0 条とする。

第 1 3 条中「条例第 1 1 条」を「条例第 1 0 条」に、「第 1 0 条及び第 1 1
条」を「第 8 条及び第 9 条」に改め、「、第 5 条」を削り、「第 9 条並びに第
2 号様式」を「第 7 条」に、「第 9 条中」を「第 7 条中」に改め、「、第 5 条
中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第 2 号様式中「（あて先）津市長」
とあるのは「（あて先）津市美杉ふるさと資料館指定管理者」と」を削り、同
条を第 1 1 条とし、第 1 4 条を第 1 2 条とする。

第 1 号様式及び第 2 号様式を削る。

第 3 号様式中「第 6 条関係」を「第 4 条関係」に、「（あて先）」を「（宛
先）」に改め、同様式を第 1 号様式とする。

第 4 号様式中「第 7 条関係」を「第 5 条関係」に改め、同様式を第 2 号様式
とする。

第 5 号様式中「第 1 2 条関係」を「第 1 0 条関係」に、「（あて先）」を
「（宛先）」に改め、同様式を第 3 号様式とする。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

津市選挙管理委員会告示第4号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧に関し、次のとおり定めたので同法第23条第2項の規定により告示する。

平成25年2月22日

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

縦覧の場所

津市選挙管理委員会事務局

津市選挙管理委員会告示第5号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の6第1項の規定により
在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官、最終住所及び生年月日を記
載した書面の縦覧に関し、次のとおり定めたので同法第30条の7第2項の規
定により告示する。

平成25年2月22日

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

縦覧の場所

津市選挙管理委員会事務局

津市選挙管理委員会告示第6号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、次の者を
選挙人名簿から抹消したので、同条の規定により告示する。

平成25年2月22日

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

1 抹 消 者 数

男	女	計
1 人	0 人	1 人

2 抹消した者の氏名等 津市選挙管理委員会事務局にて保管

3 抹 消 し た 年 月 日 平成25年2月22日

津市選挙管理委員会告示第7号

平成25年3月10日執行予定の津市河内財産区議会議員選挙における候補者届等の書類を選挙長に提出すべき場所を次のとおり定めたので告示する。

平成25年2月22日

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

提出すべき場所 津市芸濃総合支所地域振興課

津市選挙管理委員会告示第8号

平成25年3月10日執行予定の津市河内財産区議会議員選挙における不在者投票の投票用紙等の交付場所を次のとおり定める。

平成25年2月22日

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

交付場所 津市芸濃庁舎2階防災会議室

津市選挙管理委員会告示第9号

平成25年3月10日執行予定の津市河内財産区議会議員選挙における選挙長の行う告示は、津市芸濃庁舎の掲示場に掲示してこれを行う。

平成25年2月22日

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

津市選挙管理委員会告示第10号

平成25年3月10日執行予定の津市河内財産区議会議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定により投票記載所氏名等の掲示の掲載順序を定めるためのくじを行う日時及び場所を次のとおり定めたので、公職選挙事務執行規程（平成7年三重県選管告示第5号）第85条の規定により告示する。

平成25年2月22日

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

- 1 くじの場所 津市選挙管理委員会事務局
- 2 くじの日時 平成25年3月5日 午後5時30分

津市選挙管理委員会告示第11号

平成25年3月10日執行予定の津市河内財産区議会議員選挙について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項の規定による選挙人名簿の登録に関し、次のとおり定めたので、公職選挙施行令（昭和25年政令第89号）第14条第2項の規定により告示する。

平成25年2月22日

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

1 被登録資格の決定の基準となる日

平成25年3月4日（年齢については、平成25年3月10日とする。）

2 登録を行う日

平成25年3月4日

3 縦覧に供する期間

平成25年3月5日

津市選挙管理委員会告示第12号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項の規定により平成25年3月4日に選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧に関し、次のとおり定めたので、同法第23条第2項の規定により告示する。

平成25年2月22日

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

縦覧の場所 津市選挙管理委員会事務局